投信積立サービス約款

（約款の趣旨）
第１条　本約款は、お客様が当社においてインターネットを利用した投資信託の積立買付サービス（以下「本サービス」といいます。）の基本的事項に関する取決めです。お客様は本サービスを利用するにあたり、本約款に掲げる条項を承諾し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

（取扱銘柄の選定）
第２条　本サービスにおいて、お客様が利用可能な銘柄は、当社が選定する投資信託の銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

（銘柄の指定）
第３条　お客様は、選定銘柄の中から、積立買付を希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を指定するものとします。
２．お客様は、前項の銘柄の指定を複数行うことができるものとします。

（申込方法）
第４条　お客様が本サービスを利用するには、予め当社に「証券総合取引口座」を開設されている必要があります。
２．本サービスの申込みはインターネットにより行うものとします。また、本サービスを利用した投資信託の買付に係る注文の受付は、総合取引約款及びインターネット取引約款に準ずるものとします。
３．お客様が前条に定める銘柄の指定を行う場合は、当社が交付する当該指定銘柄に係る契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補完書面）を確認し、その内容についてご理解いただくものとします。

（積立の設定）
第５条　お客様は、指定銘柄に対し次の各号に掲げる事項を当社の定める範囲内で設定するものとします。
（１）積立日
（２）積立金額
（３）預り区分
２．お客様は、当社の定める範囲内で指定月の積立金額を増額することができるものとします。

（金銭の払込）
第６条　お客様は、本サービスに係る指定銘柄の買付に必要な金銭を、証券総合取引口座の預り金（ＭＲＦの自動換金を含む。）から払込むものとします。

（指定銘柄の買付）
第７条　当社は、お客様が設定された内容に基づき、指定銘柄の買付（買付とは買付の申込をいいます。以下この条において同じ。）を行うものとします。なお、積立日が当社の営業日でない場合は、前営業日に買付を行うものとします。また、積立日が指定銘柄の休業日に該当する場合は、当該指定銘柄の翌営業日に買付を行うものとします。
２．当社は、前項に拘らず、次の各号のいずれかに該当した場合は、本サービスでの買付は行わないものとします。
（１）当社の定める時限までに前条に定める金銭の払込みがない場合
（２）NISA 口座の買付において、積立金額が非課税買付可能額を超過する場合
（３）指定する預り区分の口座が既に解約されている場合
（４）指定銘柄が第12条第1項の規定に該当する場合
（５）その他当社が必要と認める場合
３．指定銘柄の委託者が買付の受付を中止又は取消した場合は、原則として、当該月の買付を行わないものとします。

（果実の再投資及び返還）
第８条　指定銘柄の果実の再投資及び返還については、各指定銘柄の目論見書及び累積投資取引約款に従うものとします。

（取引及び残高の通知）
第９条　当社は、本サービスによる取引明細及び残高明細の通知を取引報告書及び取引残高報告書により行うものとします。

（設定内容の変更）
第10条　お客様は、当社の定める手続きにより、設定内容の変更を行うことができるものとします。

（設定内容の解除）
第11条　お客様は、当社の定める手続きにより、設定内容の解除を行うことができるものとします。
２．当社は、お客様の指定銘柄の買付が連続して行われない状態（第７条第２項各号に掲げる事由に限る。）が、当社が定める回数に達した場合は、当該指定銘柄の設定内容の解除を行うものとします。

（選定銘柄の除外）
第12条　当社は、選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定銘柄から除外することができるものとします。
（１）当該選定銘柄が償還されることとなった場合若しくは償還された場合
（２）その他当社が必要と認める場合
２．当社は前項に該当し、選定銘柄から除外する場合は、当社Ｗｅｂサイトに掲載するなどの方法によりお客様に通知するものとします。

（解約）
第13条　当社は次の各号のいずれかに該当した場合は、本サービスの解約を行うものとします。
（１）お客様から本サービス解約のお申出があった場合
（２）お客様が当社の証券総合取引口座を解約された場合
（３）お客様が本約款の変更に同意なさらない場合
（４）総合取引約款第16条のいずれかの事由に該当し、当社が解約を申出た場合
（５）当社が本サービスを営むことができなくなった場合

（その他）
第14条　本約款に定めのない事項については、総合取引約款及びその他の約款に定める規定を準用するものとします。

（約款の変更）
第15条　本約款の変更については、総合取引約款第21条の規定を準用するものとします。

（2024 年 1 月 1 日 改正）